

**重点目標1 協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり**

**1-① 社会福祉法人の連携による地域公益活動推進への支援**

**【重点事業】**

地域社会においては、家族形態が変化しニーズが多様化するとともに、年齢や種別ごとに専門分化した社会福祉制度などを背景に、これまでの制度の枠組みでは支援することが難しい「制度の狭間の課題」「複合的な課題」が増加しています。厚生労働省が平成27年9月に発表した『新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』においても、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、制度ごとのサービス提供を行っていく中で複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等が難しくなっていることが指摘され、高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供など、多様なニーズに対応できる「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築がめざされています。

東社協社会貢献事業検討委員会では、平成27年3月に『東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業について』（中間のまとめ）において、社会福祉法人が地域の関係者とともにネットワークを組み、「制度の狭間の課題」「複合的な課題」に対してサービスの創造と支援を行うことで、地域で必要とされる役割を果たすべく、「社会福祉法人の連携による社会貢献事業」を打ち出しました。その実施に向けた考え方として、「社会福祉法人の主体的な取り組み」「3つの層によるしくみ」「資源とニーズを一体的に見る視点」「地域特性をふまえたスキームと柔軟な事業構築」「社会福祉法人のネットワークづくりから開始」「社会福祉法人のネットワークを基盤としたプラットフォームづくり」「できるところから始めて最終的に東京都全域で実施」の7つの方向性を提示しました。

平成27年度はこの中間のまとめをふまえた取り組みをすすめ、平成28年3月現在で25区市において社会福祉法人によるネットワークづくりがすすむとともに、会員施設等への普及啓発、地域のニーズに応える取り組みに関する情報発信に取り組んできました。そして、それらの取り組みをふまえた最初の広域連携事業として、「はたらきたいけれど、はたらきにくい人」に対して社会福祉法人の事業所が「はたらく場」を提供することを支援する「はたらくサポートとうきょう（仮称）」の実施に向けた検討をすすめてきています。また、改正社会福祉法により平成28年4月から社会福祉法人に対して「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が位置づけられることもふまえ、それまで検討してきた「社会貢献事業」を「地域公益活動」とし、平成28年度以降は、社会福祉法人が主体的に構成する「地域公益活動推進協議会」（仮称）による取り組みを推進していくこととします。

**1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）**

- 多くの社会福祉法人が主体的に「地域公益活動推進協議会」（仮称）に参加できるためのしくみづくりを支援する。また、平成28年度から広域連携事業を開始して早期に事業運営が安定的な軌道に乗ることを支援し、広域連携事業によって地域を超えた課題が解決されることをめざす。
- 区市町村社協とともに社会福祉法人による地域連携を支援し、区市町村域における社会福祉法人によるネットワークづくりが全般的に広がることを支援する。また、その取り組みが地域のニーズを共有して連携により解決するステージへとすすみ、ニーズを見逃さずに解決できる地域社会が構築できることをめざす。

**2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点**

- 身近な地域で安心して自立生活をめざすことができるよう、特に制度の狭間や複合的なニーズに支援が確実に結びつけるための取り組みを推進する役割を担う。
- 東社協の構築するネットワークが協働し、複合的なニーズを顕在化するとともにそれに対する課題解決力を高める役割を担う。
- 区市町村域における社会福祉法人、施設と区市町村社協の協働を重点的に推進し、それぞれの地域における取り組みに対する支援とその取り組みが広がることを支援する役割を担う。

**3 重点目標対象事業の中期における展開方策**

**(1) 地域公益活動推進協議会（仮称）の取り組みへの支援（しくみづくり、広域連携事業等）**

中期事業目標	多くの社会福祉法人が主体的に「地域公益活動推進協議会」（仮称）に参加できるためのしくみづくりを支援する。また、平成28年度から広域連携事業を開始して早期に事業運営が安定的な軌道に乗ることを支援し、広域連携事業によって地域を超えた課題が解決されることをめざす。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の設置</li> <li>社会福祉法人による地域公益活動の推進</li> <li>広域連携事業の開始</li> <li>*「はたらくサポート」とうきょう事業開始</li> <li>広報・情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*地域と広域の連携のしくみづくり</li> <li>*基礎負担金と貢献負担金による運営開始</li> <li>*受入事業所増加の取り組み</li> <li>*事例に基づき事業所をサポートする取り組みを検討</li> <li>*情報発信のしくみづくりの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*事業所をサポートする取り組みの実施</li> <li>*協議会による情報発信</li> </ul>

◎所管部室：福祉部、◎充当財源：推進協議会負担金等

**(2) 地域公益活動推進協議会（仮称）の取り組みへの支援（地域連携支援）**

中期事業目標	区市町村社協とともに社会福祉法人による地域連携を支援し、区市町村域における社会福祉法人によるネットワークづくりが全般的に広がることを支援する。また、その取り組みが地域のニーズを共有して連携により解決するステージへとすすみ、ニーズを見逃さずに解決できる地域社会が構築できることをめざす。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク組織の設置促進のための個別支援（説明、会議参加等）</li> <li>ネットワーク化実施社協による情報交換等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公益活動の具体化支援</li> <li>*（目標）30地域でのネットワーク化と10地域での具体的な活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公益活動推進セミナーの実施</li> <li>*（目標）40地域でのネットワーク化と20地域での具体的な活動</li> </ul>

◎所管部室：福祉部、地域福祉部、◎充当財源：推進協議会負担金等

